

## ○北見工業大学受託研究取扱規程

(平成 16 年 4 月 1 日北工大達第 155 号)

改正 平成 18 年北工大達第 16 号 平成 21 年北工大達第 70 号

平成 24 年 3 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 受託研究 本学において、本学以外の者から委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を本学に研究を委託する者(以下「委託者」という。)が負担するものをいう。

(2) 発明等 北見工業大学職務発明規程(平成 16 年北工大達第 32 号。以下「職務発明規程」という。)第 2 条第 1 号に規定する発明等をいう。

(3) 知的財産権 職務発明規程第 2 条第 3 号に規定する知的財産権をいう。

(4) 出願等 職務発明規程第 2 条第 6 号に規定する出願等をいう

(5) 知的財産権の実施 職務発明規程第 2 条第 7 号に規定する知的財産権の実施をいう。

(受入れの条件)

第 3 条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受託研究は委託者が一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、中止を決定することができること。

(2) 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

(4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないこと。この場合、委託者にその事由を書面により通知すること。

(5) 受託研究を完了し、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、かつ、委託者から不用になった額について

返還の請求があつた場合には返還すること。ただし、委託者の申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しないこと。

(6) 委託者は受託研究に要する経費を原則として当該研究の開始前に納入すること。

2 前項各号に定めるもののほか、学長が特に必要と認める条件は別に定めることができる。

3 学長は委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人である場合には、契約担当役と協議の上、第1項第3号及び第6号の条件を付さないことができるものとする。

(受託研究費)

第4条 受託研究は、次に掲げる経費の合算額とする。

(1) 受託研究に必要な謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等、消耗品費、光熱水料その他の直接的な経費(以下「直接経費」という。)

(2) 受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)

2 前項第2号による間接経費は、直接経費の30%とする。ただし、委託者側の事情により30%と異なる額とする必要がある場合は、委託者側と協議の上、決定する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、直接経費のみを負担させるものとする。

(1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委任により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)である場合

(2) 次のいずれかに該当する場合で、学長が真にやむを得ないと認める場合

ア 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、財政事情で間接経費がない場合

イ 委託者が前号以外の場合で、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合

ウ 競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

(提供設備等)

第5条 受託研究の遂行上必要な場合には、委託者からその所有に係る物品等を受け入れることができる。

(受入手続)

第6条 受託研究の申し込みをしようとする民間機関等の長は、所定の受託研究申込書(以下「申込書」という。)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申込書を受理したときは、研究代表者に所定の受託研究計画書(以下「計画書」という。)を提出させるものとする。

(受入決定)

第7条 学長は、前条第2項の計画書を受理したときは、第1条第2項の規定により受入を決定し、その結果を教育研究評議会に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により受託研究を受け入れた場合は、本学学報に掲載することにより公表するものとする。

(決定通知)

第8条 学長は受託研究の受入れを決定したときは、委託者、契約担当役及び研究担当者に対し、所定の文書により通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、所定の契約書により委託者と速やかに契約を結ばなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定により契約を締結したときは学長及び研究担当者にその旨を報告するものとする。

(中止又は期間延長)

第10条 研究担当者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、あらかじめ委託者と協議の上、学長にその旨申し出なければならない。

2 前項に規定する申出があったときは、第6条から第8条までの規定を準用する。

(完了手続)

第11条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、所定の完了報告書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

(完了報告)

第12条 委託者に対する受託研究の完了の報告については、次に定めるところによる。

(1) 研究の経過及びその結果については、研究担当者が行うこと。

(2) 完了届及び収支計算書については契約担当役が行うこと。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果は、公表することを原則とする。

2 前項の場合において、学長は、必要に応じて公表の時期及び方法について、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(知的財産権の帰属等)

第14条 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則として本学が所有する。ただし、委託者は、受託研究契約時の本学との協議により、その知的財産権の一部又は全部を所有することができる。

(知的財産権の実施)

第15条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき本学が承継した知的財産権についての権利譲渡、独占実施権の許諾、通常実施権の許諾については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結にあたり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報については、秘密保持の指定を受けたものは、受託研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。またこれらの情報を当該受託研究以外の目的で使用してはならない。ただし、書面により相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(事務)

第 17 条 受託研究の受入れに関する事務は研究協力課が、会計に関する事務は財務課が行う。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年北工大達第 16 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年北工大達第 70 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 24 年 3 月 14 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。